



# 鳥取県公報

平成13年10月16日(火)  
第 7 3 2 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正 (584) (福祉保健課) .....	1
	青少年に有害な図書類の指定 (585) (県民活動推進課) .....	2
	県営土地改良事業計画の決定 (586) (耕地課) .....	3
	鳥取県イノシシ保護管理計画 (587) (森林保全課) .....	3
	特定鳥獣の狩猟期間の拡大 (588) ( " ) .....	3
	保安林の指定の解除予定 (589) ( " ) .....	3
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) .....	4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管理課) .....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第584号

昭和46年鳥取県告示第783号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成13年12月1日から施行する。

平成13年10月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後								改 正 前							
鳥取市	<u>329人</u>	八東町	21人	東郷町	<u>20人</u>	日吉津村	8人	鳥取市	<u>284人</u>	八東町	20人	東郷町	19人	日吉津村	7人
米子市	<u>298人</u>	若桜町	24人	三朝町	<u>35人</u>	淀江町	<u>23人</u>	米子市	<u>271人</u>	若桜町	24人	三朝町	<u>34人</u>	淀江町	<u>22人</u>
倉吉市	<u>139人</u>	用瀬町	<u>17人</u>	関金町	<u>19人</u>	大山町	<u>20人</u>	倉吉市	<u>127人</u>	用瀬町	16人	関金町	<u>18人</u>	大山町	<u>19人</u>
境港市	<u>85人</u>	佐治村	<u>14人</u>	北条町	<u>21人</u>	名和町	25人	境港市	<u>78人</u>	佐治村	13人	北条町	19人	名和町	25人
国府町	<u>24人</u>	智頭町	32人	大栄町	24人	中山町	<u>18人</u>	国府町	<u>22人</u>	智頭町	32人	大栄町	24人	中山町	<u>17人</u>
岩美町	48人	気高町	<u>29人</u>	東伯町	38人	日南町	31人	岩美町	48人	気高町	<u>27人</u>	東伯町	38人	日南町	31人
福部村	<u>11人</u>	鹿野町	<u>16人</u>	赤碓町	26人	日野町	22人	福部村	<u>9人</u>	鹿野町	<u>15人</u>	赤碓町	26人	日野町	22人
郡家町	30人	青谷町	29人	西伯町	22人	江府町	<u>19人</u>	郡家町	30人	青谷町	29人	西伯町	22人	江府町	<u>18人</u>
船岡町	<u>17人</u>	羽合町	<u>20人</u>	会見町	<u>13人</u>	溝口町	22人	船岡町	<u>16人</u>	羽合町	19人	会見町	<u>12人</u>	溝口町	22人
河原町	29人	泊 村	<u>10人</u>	岸本町	<u>20人</u>			河原町	29人	泊 村	<u>9人</u>	岸本町	<u>17人</u>		

## 鳥取県告示第585号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年10月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6778	雑誌その他の 刊行物	人妻熟女報告 5月号 62	雑誌 07619 - 5	株式会社司書房
6779	"	シャッフル! Vol. 3	雑誌 63423 - 80	株式会社 MaxCORPORATION
6780	"	クッパ! 7月号	雑誌 13261 - 7	株式会社海王社
6781	"	英和ムック 巨乳美女緊縛図鑑	雑誌 60122 - 77	株式会社英和出版社
6782	"	コスプレクライシス	ICHILO - 001	ICHILO
6783	"	バクバク桃色ハートVOL. 2	な し	ピージー社
6784	"	生け撮り!!ヤングマダム 6月号	雑誌 11687 - 6	雄出版株式会社
6785	"	マガジン ジャンク 2001 6月号	雑誌 08279 - 6	ビデオ出版
6786	"	クリームメロンVOL. 2	な し	メロン社
6787	"	ナンバの鉄人 GOLD 6月号増刊 桃尻娘開発局	雑誌 06894 - 6	雄出版株式会社
6788	"	COMIC Mate 5月号増刊 秘唇ディック VOL. 1	雑誌 13778 - 5	株式会社一水社
6789	"	露出シャワー VOL.40 8月号	雑誌 09743 - 8	株式会社ラン出版
6790	ビデオテープ	口言暴力	ストレス K B - 01	不 明
6791	"	美姫BIHIME 痴女優のすべて VOL. 8 小野寺沙希	B H M - 008	ピーナスマニア
6792	"	オープンSEX 公然猥褻 藤吉茜	T A B - 011	タブー

**鳥取県告示第586号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業日野川左岸地区農業用排水、農道整備、区画整理及び暗渠排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年10月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成13年10月17日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

日野町役場、江府町役場及び溝口町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第587号**

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ3第1項の規定に基づき、鳥取県イノシシ保護管理計画をたてたので、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県農林水産部森林保全課、各地方農林振興局及び日野総合事務所農林局に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成13年10月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第588号**

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ3第7項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を拡大する。

平成13年10月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 狩猟の期間を拡大する特定鳥獣の種類 イノシシ

## 2 狩猟の期間を拡大する区域 鳥取県全域

## 3 拡大する狩猟の期間 平成13年11月1日から同月14日まで及び平成14年2月16日から同月28日まで

**鳥取県告示第589号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成13年10月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所定場所  
東伯郡赤碕町大字籠津字東濱146の2
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年10月16日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

- 1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。  
(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者  
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成13年11月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目  
(1) 講習時間 3時間  
(2) 講習課目  
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令  
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続  
所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法  
(1) 講習受講手数料 3,000円  
(2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品  
筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年10月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道鳥取港線地方特定道路整備工事 (千代橋上部工 8 工区)

(2) 工 事 場 所 鳥取市古市

(3) 工 事 内 容

本件工事は、主要地方道鳥取港線の橋りょう上部工のうち、製作が完了している橋りょう上部工を架設する工事である。

(4) 工 事 の 詳 細

橋りょう上部工の架設

設 計 荷 重 B活荷重

上部工型式 単純鋼床版箱桁橋

桁 長 L = 59.55m

幅 員 全体 W = 20.8m

(内訳 車道 = 3.25m + 3.00m + 3.25m 歩道 = 4.50m × 2)

平 面 線 形 直線

架 設 工 法 クレーン架設

(5) 工 期 平成13年11月から平成14年 3月25日まで

(6) 予 定 価 格 142,034,550円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県外に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 鋼構造物工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。)のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(5) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にある者に限る。)の結果における鋼橋上部工の総合評点が1,000点以上であること。

(6) 平成13年10月16日 (火) から同月26日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(7) 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(8) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鋼橋上部工に係る工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(9) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、鋼橋構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成13年10月16日(火)から同月26日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

##### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年10月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道郡家国府線地方特定道路整備工事（橋りょう整備）（井古橋）

(2) 工 事 場 所 八頭郡郡家町大字井古

(3) 工 事 内 容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により主要地方道郡家国府線の高架橋上部工を製作し、及び架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工の製作及び架設

設 計 荷 重 B活荷重

上部工型式 プレテンション方式連結床版桁橋<sup>けた</sup>

橋 長 L = 50.3m

支 間 長 24.44m + 24.15m

幅 員 全体 W = 11.25m

（内訳 車道 = 3.00m × 2 歩道 = 2.50m × 1）

平 面 線 形 直線

架 設 工 法 クレーン架設

(5) 工 期 平成13年11月から平成14年3月20日まで

(6) 予 定 価 格 136,905,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 平成13年10月16日（火）から同月26日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手

続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が、1,150点以上であること。

ウ 平成4年度以降に、PC橋（道路橋に限る。）上部工の<sup>けた</sup>桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に、同種工事を施工管理した実績を有するものであること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が、1,090点以上であること。

イ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年10月16日（火）から同月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所



鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年10月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 主要地方道三朝東郷線地方特定道路整備工事（道路改良）2工区
- (2) 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字片柴
- (3) 工 事 内 容

本件工事は、主要地方道三朝東郷線のうち、三朝町大字片柴地内における法面工事である。

(4) 工事の規模、構造等

法面工事

施 工 延 長	180.0m
幅 員	6.0 (10.00) m
掘 削 工	600m <sup>3</sup>
厚層基材吹付	1,814m <sup>2</sup>
現場吹付法枠工	225.0m <sup>2</sup> (B 300 × H 300)
現場吹付法枠工	551.0m <sup>2</sup> (B 150 × H 150)
アンカー工	52本

- (5) 工 期 平成13年11月から平成14年3月20日まで
- (6) 予 定 価 格 98,168,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項

をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、2名により自主的に結成された者であること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格」という。）に基づく入札参加資格のうち、法面処理工事に係るものを有すること。
- ウ 平成13年10月16日（火）から同月26日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア とび・土工工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にある者に限る。）の結果における法面処理工事の総合評点が、970点以上であること。
- ウ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している法面処理工事のアンカー工に係る工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして受注し、かつ、下請け業者の施工によらずに自ら施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工した者に限る。
- エ 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
  - (ア) 平成4年度以降に、同種工事を施工管理した実績を有する者であること。
  - (イ) とび・土工工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格証の交付を受けている者であること。
  - (ウ) 建設業法第27条第1項の規定するにより実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ とび・土工工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している法面処理工事のモルタル又はコンクリート吹付け工を発注者から直接受注して、下請業者の施工によらずに自ら施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が30パーセント以上のものに限る。
- エ 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
  - (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
  - (イ) 監理技術者にあつては、土工工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

## (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

## ア 交付期間及び時間

平成13年10月16日（火）から同月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

## (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

